平成２２年（フ）第１５６４０号
埼玉県越谷市大字平方495―１
債務者　真野　和美
１　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５６６０号
東京都大田区多摩川１丁目16―16―403
債務者　中井　昭則
１　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５６６１号
東京都大田区多摩川１丁目16―16―403
債務者　中井　みを
１　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５６７７号
神奈川県川崎市多摩区東生田２丁目17―２
債務者　中山　誠
１　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５６７８号
東京都小平市大沼町２丁目802―303
債務者　蜂谷　道夫
１　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５６８１号
東京都立川市富士見町２丁目16―17―202
債務者　勝間田　肇
１　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５６８２号
東京都立川市富士見町２丁目16―17―202
債務者　勝間田佳枝
１　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５６９９号
埼玉県さいたま市見沼区大和田町２丁目496―１―105
債務者　舩田健太郎
１　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５７０１号
東京都世田谷区三宿１丁目30―１―201
債務者　内田　大輔
１　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５７０２号
東京都荒川区町屋４丁目20―９　シャトー相馬Ⅱ202
債務者　齋藤　好美
１　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５７０９号
東京都福生市大字熊川1447―１―106
債務者　矢野　美樹
１　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５７１０号
東京都荒川区東日暮里３丁目11―21―301
債務者　平出　槇善
１　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３８８号
神奈川県座間市相模が丘３丁目34番10―206号　コンドミニアム小田急相模原
債務者　山本利恵子
１　決定年月日時　平成22年９月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月16日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第４５６号
相模原市南区東林間４丁目20番２―203号
債務者　石岡　　泉
１　決定年月日時　平成22年９月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月16日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第４６５号
相模原市中央区淵野辺本町２丁目５番５号　ムッシェル．シャーレＢ棟102号
債務者　櫻田　洋子
１　決定年月日時　平成22年９月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月16日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第４６８号
相模原市南区相模台５丁目２番20号　コーポパパラチア205号室
債務者　影山　正義
１　決定年月日時　平成22年９月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月16日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部